

警 察 署 協 議 会 会 議 録

| | | |
|------|---|--|
| 名 称 | 大 阪 府 北 堺 警 察 署 協 議 会 | |
| 開催日時 | 令和5年6月14日（水） 午後3時00分から 午後4時00分までの間 | |
| 開催場所 | 大阪府北堺警察署 4階講堂 | |
| 出席者 | 委員 | 吉澤会長 大城副会長 吉村委員 松田委員 酒井委員 今野委員 槇峯委員 |
| | 警察 | 署長 副署長 総務課長 会計課長 留置管理課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理 交通課長代理 広聴相談係長 |
| 議事概要 | <p>1 会長あいさつ</p> <p>日頃は、地域の安全な生活を守っていただき、署長をはじめ皆様には、大変感謝しています。</p> <p>本日は、お忙しい中、委員の皆様御列席いただき、ありがとうございます。</p> <p>最近、凶悪犯が外国人ではなく、日本人が多いというような状態で、テレビでも報道されております。</p> <p>また、交通のことでも私も思うこともありますので、質問させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日は、公私共に何かとお忙しい中、また、足下が悪い中、大変貴重な時間を割いて北堺警察署協議会に御出席をいただきありがとうございます。</p> <p>各委員の皆様には、日頃から警察行政に様々な警察活動に対し、深い御理解と御支援を賜り、この場をお借りして感謝を申し上げます。</p> <p>今回から、新しく2名の委員が加わることになりましたが、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、当署の幹部も本年4月で一新されていますが、安全なまち北区を目指し、一致団結して精進して参りますので、変わらぬ御支援をお願いいたします。</p> | |

3 委員紹介

4 副署長、各課長自己紹介

5 業務概要説明

(1) 刑事課長代理

管内の刑法犯発生状況等について

(2) 交通課長

管内の交通事故発生状況等について

6 議事

(1) 少年の薬物利用犯罪の発生実態及び啓発活動の方向性について

【委員】

令和5年4月17日の大阪府の報道提供で、「大阪府における大麻等の薬物事犯検挙者数は、依然として高水準で推移し、深刻な状況が続いています。特に近年、若年者の大麻事犯の検挙件数が増加しており、大麻をはじめとする薬物の危険性を若者に伝え、正しい知識を普及、促進することがさらに重要となっています。」とありました。

堺市内でも薬物乱用防止の啓発が求められていると思いますが、このことについて、堺市内での実態を公表できる範囲で御教示いただきたい。

御発言可能であれば、北堺署として啓発活動の方向性のお考えを御教示願えればと思います

【警察】

昨年中の府下における大麻事犯の少年の検挙人員は、172人で、前年と比較して22人増加しており、府下では過去最多、かつ全国最多でした。

成人を含む総検挙人員に占める少年の割合は、29.6%で、およそ3人に1人が少年です。

学職別では、有職少年に次いで高校生が全体の約26%と多く、少数とはいえ、中学生3人が検挙、うち1人は触法少年という状況です。

一方、昨年中の当署管内の大麻事犯の検挙は2件で、17歳の有職少年1人、17歳の高校生1人を検挙しています。

薬物乱用防止の啓発等についてですが、事件として立件できなくても、非行から早期に立ち直らせるように、非行グループや悪影響を及ぼす環境から引き離し、更生に繋げていこうと考えています。

中学・高校に大麻が蔓延しないように、事件捜査と並行しながら、保護者も含めた大麻乱用防止の啓発活動が重要であります。

本部少年課のサポートセンター等と連携を図りながら、管内の8中学校に対する薬物乱用防止教室を行い、引き続き、薬物の有害性、危

| | |
|---------|--|
| 議 事 概 要 | <p>険性について啓発に努めていきます。</p> <p>(2) 電動キックボードの対策及びルールについて</p> <p>【委員】</p> <p>7月1日から電動キックボードが無免許で乗れるとテレビ報道で見ただのですが、事故が起こると予測されるが、対策及びルール説明を交通課長から教えていただけたらと思います。</p> <p>【警察】</p> <p>7月1日以降、車両区分でいうところの特定小型原動機付自転車になり、最高時速20km等の基準を満たす必要があります。</p> <p>運転免許証は不要になりますが、16歳以上でなければ運転は出来ません。</p> <p>さらに、時速6km以下での走行機能がある等の基準を満たすものは、特例特定小型原動機付自転車として、一部の歩道や路側帯の走行が可能となります。</p> <p>なお、ヘルメットの着用は、努力義務となります。</p> |
|---------|--|